省　令

○総務省令第六十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

総務大臣　高市　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第28（第８条関係） ［第１表　略］ 第２表 ［様式略］ ［注１　略］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２００）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０Ｃ）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［３～10　略］ ［第３表　略］	**様式第28**（第８条関係） ［第１表　同左］ 第２表 ［様式同左］ ［注１　同左］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［３～10　同左］ ［第３表　同左］
様式第28の３（第８条関係） ［様式略］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２００）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０Ｃ）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［２～７　略］	**様式第28の３**（第８条関係） ［様式同左］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［２～７　同左］
様式第28の４（第８条関係） 第１表 ［様式略］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２００）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０Ｃ）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定	**様式第28の４**（第８条関係） 第１表 ［様式同左］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０